

日本廃棄物管理機構
取締役
木川 仁

行政処分事例から 見えてくる姿

選ばれる産業廃棄物処理

行政処分から見えてくる姿

≪ 5 ≫
(隔週掲載)

在宅医廃例

今回の調査は、手引
き策定後の市町村、郡
市医師会による取り組
取り組みを進めること

田

28日、2010年度の
不法投棄防止巡回パト
ロールを和歌山県田辺

まで国道42号線から国
道311号線に至るま
でを巡回した。途中、

体的には、09年と比べ
減少する傾向にあっ
た。

排出事業者 責任を考える

廃棄物処理法は、排
出事業者責任について
「事業活動に伴って生
じた廃棄物を自らの責
任で適正に処理しなけ
ればならない」と規定
している。また、その
責任の明確化を図るた
め、「事業者は、産業

義務は、排出事業者が
責任の明確化を図るた
め、「事業者は、産業

廃棄物の発生から最終
処分が終了するまでの
一連の処理行程が適正

処理業者者に、その
作成を委ねているケー
スが多いため排出事業
者の盲点になることも
あり、行政処分の対象
になることを忘れては
ならない。次の事例を
見て頂きたい。

【処分日】 2008
年9月26日

【被処分者】 AA株
式会社「排出事業者」
(産廃処分業)

株式会社BB「収集
運搬事業者」(産廃収
運業、産廃処分業)

CC、DD株式会社
【最終処分事業者】
(産廃収集運業、産廃
処分業)

【処分内容】 4社の
事業について全事業

停止30日間

【処分理由】 AAは、
製品製造プラントで
使用した活性炭を処

分する際、本来は「汚
泥」又は「燃えがら」
と記載されるべきも

のを廃プラスチック
類と記載しただけで
なく、産業廃棄物管

理票の写しを保存し
なかった。
BBは、AAから

廃活性炭の処理を受
託したが、産業廃棄
物管理票の廃棄物の

種類の欄を「がれき
類」にチェックし直
し、AAに送付した。

さらに、BBは処理
を受託した上記「汚
泥」の処理を終了し

ていないにもかかわらず

らず、処分したとし
て産業廃棄物管理票
を送付した。

廃活性炭の産業廃
棄物管理票の最終処
分先に、廃活性炭が

埋立処分できない安
定型最終処分場であ
る「CC、DD」が記

載されていたことか
ら、これらの安定型
最終処分場を調査し

たところ、排出者は
特定できないが、廃
活性炭とみられる物

質が埋立処分されて
いたことを確認した。

この事案は、「廃活
性炭の産業廃棄物の種
類について知らなかつ
た」ことが直接の原因
だが、実は、このミスは

長年放置されており、
誰も正さなかったこと
も遠因である。また、
AA株式会社は回付さ
れたマニフェストの保
管もなく、あまりにも
イージーミスが多い。
確かにBBもマニフ
ェストを改ざんして、
中間処理も行わずに最
終処分場を持って行っ
たり、その中に安定型
処分場に入れているな
らば、排出事業者は
責任を負った排出事
業者の責任がな過ぎり
にされた点を重視し、
本来、全く関係ないと
ならない事例である。

考えられるAA株式会
社が所有する産業廃
棄物管理票の最終処
分業許可について、事
業停止処分を出した。
排出事業者の1担当
者の廃棄物処理法への
認識不足と不注意がも
たらした事象が、企業
イメージを傷付けると
同時に、異なる部署が
起こした排出事業者と
しての義務違反で、同
じ企業が所有する産業
廃棄物管理票の事業停止
に至ったことは興味深い。

全社的な環境管理体
制の構築は、言うは易
く、行は難しいのが
現状であり、この事例
は多角的に事業を行っ
ている製造事業者にと
って参考にしなければ
ならない事例である。

しかし、所管行政は、
最終処分までの適正処
理責任を負った排出事
業者の責任がな過ぎり
にされた点を重視し、
本来、全く関係ないと
ならない事例である。

しかし、所管行政は、
最終処分までの適正処
理責任を負った排出事
業者の責任がな過ぎり
にされた点を重視し、
本来、全く関係ないと
ならない事例である。